

## 『閑月和歌集』所載実朝歌一首の本文

——『金槐和歌集』の本文流伝との関連において——

犬井善齋

〈 一 〉

『閑月和歌集』に、『金槐和歌集』に載る源実朝の詠歌が一首、巻第八 羈旅の巻軸歌として載る。その本文は、「古典文庫」四一〇における久保田淳氏による翻刻を示すと、以下のとおりである。

法眼定兼那智のたきのことかたり侍けるをきゝて

鎌倉右大臣

四八二 みくまのゝなちのをやまにひくしめのうちはへてのみおつる

たきつせ

『閑月和歌集』は、「古典文庫」における久保田氏の「解説」に依ると、「高松宮御蔵写本一冊の私撰集である。昭和三十七年同本を模写した一本が宮内庁書陵部に蔵せられる他、伝本の存在を聞かない」とのことである。その成立時期を、久保田氏は、入集歌の内部徴証から、「弘安四年の後半から同五年頃成立の可能性が大である」と言い得るであろう」とされ、また、「増補は正応元年七月以前にほぼ終つていたのではないかと考えられるのである」とされる。撰者に関しては、氏は、幾人かの可能性を推理されつつも、「現段階においては、あるいは仁和寺内かその周辺の歌僧が撰者ではなかったかと憶測する程度に止めねばならない」とされる。

つまり、『閑月和歌集』は、高松宮蔵本(現、文化庁蔵本)一本が現存し、一二八一年後半から翌年頃の成立で一二八八年七月以前に増補され、仁和

寺周辺の歌僧の撰になるらしい、という程度のことと推測されているだけで、未詳の面の多い私撰集である。その集に、承久元年(一二二九)没の実朝の家集『金槐和歌集』に載る歌が、唯の一首ながら、収められているのである。周知のとおり、個々の歌においても集全体としても、伝本の間で本文の差異が見られる『金槐和歌集』であり、実朝没後たかだか六十年という早い時期に成つた『閑月和歌集』に載るこの一首は、実朝歌および『金槐和歌集』の本文流伝に関する検討に欠かせない文献資料である。

本稿は実朝歌と『金槐和歌集』の本文流伝の有りように関する報告の一で、その『閑月和歌集』所載実朝歌一首の本文変化を『金槐和歌集』の本文流伝との関連において検討を試みるものである。

〈 二 〉

問題の歌は、『金槐和歌集』諸系統の内、定家所伝本系統と柳営匝槐本系統という主要系統の双方に載る。また、柳営匝槐本系統の賀茂真淵評語書入本から歌を抜粋した金槐和歌集秀逸本系統と金槐和歌集佳調技系統、及び、『夫木和歌抄』と谷森本『後葉和歌集』に載る。その本文は、以下の通りである(濁点・傍線、稿者)。

『金槐和歌集』定家所伝本系統(定家手沢本に依る)

那智の瀧のありさまかたりしを

六五一 みくまのゝなちのを山にひくしめのうちはへてのみおつる

きかな

(注)「法眼定忍にあひて侍し時大峯の物語などせしをきゝてのちによめる」という詞書のもととの六四八番以下

六五〇番までの三首の歌に続いて載る)

『金槐和歌集』柳営亜槐本系統(貞享四年版行本に依る)

法眼定忍にあひて待しに那智山の瀧のありさまをかたれ

(り)しかば(「り」)へ同系統他本ノ本文)

六三九 みくまのゝなちのおやまに引しめのうちはへてのみおつる瀧

かな

秀逸本系統と佳調抜系統に載るこの歌の本文は、詞書に小異はあるが、柳営亜槐本系統と殆ど同文であり、引用は省略に従う。

『夫木和歌抄』(『新編国歌大観』所収に依る)

御集 なちの滝を

鎌倉右大臣

一一三六六 みくまののなちのお山に引くしめのうちはへてのみおつる

瀧かな

谷森本『後葉和歌集』(『図書寮叢刊』に依る)

神祇(但、三二六〇番詞書)

鎌倉右大臣

三二九七 みくまのゝなちのお山に引しめのうちはへてのみおつる瀧哉

まず、管見に入った限りの四十余の『金槐和歌集』諸伝本における本文異同との関連において、この歌の本文を検討しておく。

詞書の本文の内、『閑月和歌集』が「法眼定忍」とするところを『金槐和歌集』は「法眼定忍」とするわけであるが、『金槐和歌集』の管見に入った諸伝本間で「定忍」に異文は少く、「定兼」とする伝本はない。前引のとおり、定家所伝本系統では問題の歌そのものには「法眼定忍」云々の詞書はなく、直前の六四八番の歌の詞書に「定忍」とあるのであり、柳営亜槐本系統ではこの歌の詞書に「法眼定忍」とあるのであるが、諸本の詞書において、柳営亜槐本系統真淵評語本系列の東北大学附属図書館蔵狩野文庫本(江戸後期写)と定家本系統群書類従本系列の稿者架蔵本(江戸末期

写)は「法眼定忍」とし、柳営亜槐本系統真淵評語本系列の西尾市岩瀬文庫蔵本(江戸後期写)は「法眼定忍」とし右行間に細字で「忍」と注記する。

つまり、『金槐和歌集』諸本は多く「定忍」とし「定恩」とする伝本が散見するのであり、『閑月和歌集』は「定兼」とするのである。

次に、歌本文について見ると、柳営亜槐本系統真淵評語本系列の鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫本が第二句を「なちの小山に」とし、定家所伝本系統群書類従本系列の版行本が第三句を「引ひめの」とし、柳営亜槐本系統真淵評語本系列の大阪市立大学附属図書館蔵森文庫本が第三句の「ひくしめの」の「し」の右に「ひクン」と異文注記し、定家所伝本系統の蓬左文庫蔵堀田本が末句を「落る玉かな」とする。異文はこの程度である。玉里文庫本の「小山」は「おやま」を誤解した当て字であろう。群書類従版行本の本文の「ひめ」も、歌意が通じず、誤謬であろう。森文庫本の異文注記に添えられる「クン」は群書類従との校合を示すもので、「ひクン」はまさに類従本の異文である。堀田本の「玉」は、水滴とする意改であろうか。「き」と「万」の略体の「ま」の類似による誤謬と見る。なお、秀逸本系統の一本の東海大学附属図書館蔵桃園文庫「叫芳亭叢書」所収本は初句を「みへまの」とする。これでは歌意が通じず、「みくまの」の連綿が「みへまの」と誤読されたか「みへまの」と誤写されたと見てよい。独自の誤謬である。

いずれにしても、『金槐和歌集』諸伝本の間には幾つかの伝本に誤謬は散見するが、全て、本稿の始めに引用掲示した、定家手沢本あるいは貞享版行本の本文が本来的であるとみなしてよい。

以上の結果を確認した上で、以下、『閑月和歌集』に載る一首の歌を『金槐和歌集』の本文と比較してみることにする。

〈三〉

定家所伝本系統『金槐和歌集』六五一番「み熊野の」歌の詞書は、  
那智の瀧のありさまかたりしを

である。この詞書の本文のままであっても、某人が「那智の瀧のありさまかたりし」ことを題にした詠歌と分るが、前述のとおり、

法限定忍にあひて侍し時大峯の物語などせしをきよてのちによめる  
という詞書で括られた直前の六四八番から六五〇番に至る三首の歌に続いて配されているところを見ると、問題の歌の詞書は、

法限定忍にあひて侍し時那智の瀧のありさまかたりしをきよてのちによめる

とでもあるべきところである。定家手沢本において、直前の詞書と同文である傍線部分を書き写すことを省略したのである。

ここで、定家手沢本では直前の歌や詞書との関連で歌の一部や詞書の一部を省略することがある事実を、確認しておく。例えば、

一三九 をのづからさびしくもあるかやまふかみ こけのいほりの  
ゆきのゆふぐれ

寺辺雪

二四〇 うちつけに物ぞかなしきはつせ山 おのへのかねの□□□□  
□□□□(空白)

二四一 ふるさとほうちらさびしともなきものを よしのゝおくの□□□□□□□□(空白)

の二四〇・二四一番の空白は、二三九番の末句と同文であるので書写を略したもの、といった具合である。この空白を補う伝本さえある。

柳営重槐本系統は、問題の「み熊野の」歌の位置は定家所伝本系統のこ

とくには定忍が「大峯の物語」をした折の歌に連続して配されておらず、その位置は異なるが、その詞書は、前引のとおり、

法限定忍にあひて侍しに那智山の瀧のありさまをかたれ(り)しかば  
(「り」ハ同系統他伝本ノ本文)

であり、実朝が「法限定忍」に接見した際の歌とされている。『閑月和歌集』に載る問題の歌の詞書の本文は、

法限定兼、那智のたきのことかたり侍けるをきよて

である。これは、定家所伝本系統の省略を復元した本来の詞書、

法限定忍にあひて侍し時那智の瀧のありさまかたりしをきよてのちによめる

に近い。柳営重槐本系統の本文からは離れるのである。柳営重槐本系統の編者は、歌の配置を改めた際に、定家所伝本の詞書の本文省略を承知して詞書の本文を整えたものと見てよい。つまり、定家所伝本系統から柳営重槐本系統へという本文流伝が看取でき、また、定家所伝本系統と『閑月和歌集』が近似することが分るのである。

いまだ少し細部にわたる本文の差異を検討してみる。

まず、『閑月和歌集』は、詞書において、問題の歌を「法限定兼」が那智の瀧について語った折の実朝の詠とする。一方、『金槐和歌集』等は、那智の滝の有様を語った人物を「法限定忍」とする。

「法限定忍」について、『玉葉』『吾妻鏡』『僧綱補任』等の日記類・編纂史類や補任類、それに『尊卑分脈』等の系図類を探っても、現在のところ、その人物を特定できない。小島吉雄氏が日本古典文学大系『金槐和歌集』において「不詳。熊野の修験僧か」、樋口芳麻呂氏が新潮日本古典集成『金槐和歌集』において「未詳。熊野の修験者か」、井上宗雄氏が新編

日本古典文学全集『中世和歌集』所収『金槐和歌集』において「伝不明」とされるように、また、斎藤茂吉氏の『金槐集選釈』等の諸注釈や鎌田五郎氏著『金槐和歌集全評釈』には「法眼定忍」について言及がないように、その出自・経歴などは明かではない。「法眼定忍」は不明とする外ない。

狩野文庫蔵本と稿者架蔵群書類従写本、それに岩瀬文庫蔵本の校合書入れに見られる「定恩」も、現在のところ、稿者はその人物を確認できていない。「定忍」と「定恩」の相違は「忍」と「恩」の字体の類似から生じた誤読もしくは誤写であろうと考える。

『閑月和歌集』に記される「法眼定兼」も、現在のところ、不明である。

『玉葉和歌集』入集歌、

題しらず

藤原定兼朝臣

一九六〇 けさも猶のわきのなごり風あれて雨ふりそそぐ村雲の空

の詠者「藤原定兼」は、岩佐美代子氏が左馬頭定成男の定兼を当てておられる。この定兼の出家については判然とせず、那智への旅も確認できない。鎌倉との繋がりも判然としない。「法眼定兼」ではあるまい。

嘉禎三年(一二三二)成立の『檜葉和歌集』に載る、

秋歌の中に

権律師定兼

二二二 たかまどのをのへのはぎにおくつゆはいづれかかりのなみだ

なるらむ

の「権律師定兼」(二三〇番・四六九番ニモ)は、藤原定能の孫の定兼(東大寺、権律師)あるいは藤原道長次男頼宗の流れで仁和寺に入った定兼あたりが候補とはなるが、法眼の位に至ったか確認できず、実朝との接点もない。「定兼」も確認できないのである。

なお、『正和四年 詠法華和歌』(一二三五年成立)に見える「藤原朝臣定兼」(五四番)や、『文安三年 詩歌合』(一二四四年成立)に見える「右近

中将定兼朝臣」(十番・二十三番・三十一番)の「定兼」は、時代が下る人で、考慮する必要はあるまい。

要するに、実朝が問題の歌を詠む契機となったと『金槐和歌集』や『閑月和歌集』に記されている「定忍」「定恩」「定兼」等の法眼は、現在の資料条件では、全て不明という外ない。『金槐和歌集』の諸本間の本文変化と『閑月和歌集』への本文変化を考える時、実朝が接見したこの法眼は、「定」の文字と「ン」の首で終る文字との名前の人物であった、ということだけは間違いないだろう。

次に、問題の歌の第五句、「落つる滝つ瀬」と「落つる滝かな」の相違について、検討してみる。

「滝つ瀬」「滝かな」の相違が、仮名表記であれ漢字表記であれ、誤写や誤読からする誤謬という書写時の本文変化ではなく、書写者あるいは編者の故意の改変という本文変化である、ということをも、まず、稿者の作業仮説として提示しておいて、検討してみたい。

『金槐和歌集』等の歌形の歌意は、小島氏が「大意」として、

熊野の那智の山にしめを引く、そのしめを引きのばしたように滝が落ちて  
ちている。

とされるとおりである。「落つる滝かな」という詠嘆を含む末句の字句表現について小島氏は強調しては解釈されなかつたが、井上氏が、

熊野の那智のお山に引き渡した注連縄のように、長く引いて落ちる滝  
であるよ。(傍線、稿者)

と解釈されるとおりで、ごく普通の詠嘆表現である。特別な意味内容を含む詠嘆表現ではないと言つてよからう。

『閑月和歌集』のごとく第五句の歌形が「落つる滝つ瀬」であっても、

歌の意味の点で誤謬が生じているわけではない。「滝つ瀬」は、古くは「たぎつ瀬」であり、わき返り流れる激流の意である。「早し」にかかる枕詞とされるようになったことから分るように、この語には動きと音のイメージが添っていると云ってよい。

その「滝つ瀬」の語について早くからの用例を辿ってみると、

『万葉集』

波多朝臣小足歌一首

三二七 さざれなみ いそこしぢなる のとせがは おとのさやけ

さ たぎつせ ことに(『井蛙抄』四八三三モ)

讚久迹新京歌二首 井短歌(一〇五四番題詞)

一〇五七 わがおほきみ かみのみことの たかしらす ふたぎのみ

やは ももきもり やまはこたかし おちたぎつ せのお

ともきよし (下略)

詠河

一八八二 いまゆきて きくものにもが あすかがは はるさめふり

て たぎつせのおとを

『為忠家初度百首』

谷川氷

忠成

四九九 たがはのいはまどろきたぎつせのおとたゆるまでこほ

りしにけり

『金葉和歌集』二度本

(詞書略)

大納言経信

五四五 しらくもとよそにみつればあしびきのやまもとどろにおつ

るたぎつせ(『金葉集』三奏本五三八)

といった具合であり、「音のさやけさ」(万葉集・三二七番歌)、「瀬の音も清し」(同・一〇五七番歌)、「聞くものにもが」(同・一八八二番歌)・

「岩間とどろき」(為忠家初度百首)・「とどろに落つる」(金葉集二度本) というように、「滝つ瀬」と詠む歌には、必ず、「音」のイメージが、別に添うている事実は見逃せない。

こう見ると、『閑月和歌集』所載の歌形は、『金槐和歌集』の歌形に比して、「音」のイメージが強く加わっていることになる。某人が実朝詠にさような改変を行った、ということになる。「注連」が「落つる」ようで、とどろく「滝つ瀬」だ、というのである。

勿論、『金槐和歌集』のごとく「落つる滝かな」という本文であっても、その「落つる滝」の視覚イメージには滝の音という聴覚イメージをも併せる語感があると言ってよい。従って、『閑月和歌集』の「落つる滝つ瀬」と体言止めにする末句の字句表現には、『金槐和歌集』等の歌形に密やかに示されている聴覚イメージに加えて、更に、一首の中に、「音」のイメージを強める語句が他にも加わることになった、ということを書者は申し述べたいのである。

実朝歌の『金槐和歌集』における「落つる滝かな」から『閑月和歌集』における「落つる滝つ瀬」へという末句の変化は、書写者あるいは『閑月和歌集』撰者による故意の本文改変、即ち意改である。その意改の結果、問題の歌はいささか作調が変化することになった。音のイメージの強さが加わった歌に変わった、というわけである。

四

『金槐和歌集』の定家所伝本系統の本文を、前述のとおりその直前に載る歌の詞書を承けるものと見て、仮に本文を校訂すると、

法限定忍に会ひて侍りし時、那智の滝の有様語りしを聞きて、後に詠める

六五一 み熊野の那智のお山に引く注連のうちはへてのみ落つる滝かな  
な

となる。柳宮亜槐本系統の詞書は、同様に仮に校訂すると、

法限定忍に会ひて侍りしに、那智山の滝の有様を語りし

かば

となる。歌の本文は定家所伝本系統と同一である。『閑月和歌集』所載の本文は、そのまま校訂すると、以下のごとくである。

法限定兼、那智の滝のこと語り侍りけるを聞きて

四八二 み熊野の那智のお山に引く注連のうちはへてのみ落つる滝つ

瀬

『金槐和歌集』の場合、定忍が「那智の滝の有様語りしを」とあるから、編者は「現段階では実朝自撰という確証がなく、「編者」とする）、詠者実朝が「開きて、後に」定忍の語ったことがらを以て歌題として題詠歌としてこの歌を詠じた、と扱ったのである。鎌田氏が「定忍の語る那智の大瀧の景観を、良経の句法（『新古今和歌集』二二六番「小山田にひくしめ繩のうちへて朽ちやしめ覽五月雨の頃」という良経歌を「参考歌」とされる。稿者注）を使って歌っている。一首は、図案的な模写に終っている」と説かれる内、「図案的な模写」という把握は卓見で、実朝は、定忍が那智の滝の有様について語った事柄を、屏風歌のごとく、題にしてこの歌を詠んだ、ということを確認すべきである。ただ、この歌には詠者実朝ならざる語り手が設定され、その語り手が那智の滝に身を置いて滝の様を描写している、と把握すべきではある。その語り手が、「かな」と、那智の滝を見て詠嘆する、という一首になっているのである。

このような把握を、柳宮亜槐本系統の本文について試みると、様子が

ささか異なってくる。その詞書は、

法限定忍に会ひて侍りしに、那智山の滝の有様を語りしかば

であるから、この歌は、実詠歌というべき扱いがされている。恰も実朝が定忍と共に那智の滝を見ているかのごとき扱いである。実朝自身が「那智の滝かな」と詠嘆したという詠みようなのである。

その歌が、『閑月和歌集』に載せられるにあたって、定家所伝本系統『金槐和歌集』に近い扱いをされたのである。その詞書は、

法限定兼、那智の滝のこと語り侍りけるを聞きて

であるから、これも「那智の滝のこと」を聞いて詠んだ題詠歌の扱いである。《落ちる滝つ瀬だ》と、語り手は、怒濤のごとく鳴り落ちる滝の様とその瀬の音を聞いて見て詠嘆しているというわけである。

ただ、「うちはへて」という語が、例えば、『古今和歌集』の、

なぬかの日の夜よめる

凡河内みつね

一八〇 織女にかしつる糸の打ちはへて年のをながくこひやわたらむ

題しらず

読人しらず

五一〇 いせのうみのあまのつりなは打ちはへてくるしとのみや思ひ

渡らむ

などのごとく、糸や緒や縄や繰るなどの長い紐状の物の様を形容し叙述する際に用いられる語であるから、問題の歌においては、那智の滝の「うちはへる注連繩のごとき様と怒濤のごとき滝つ瀬の音と、一首のイメージが二分することになる嫌いがなくはない。その点では、実詠と扱われるにしても、柳宮亜槐本系統のごとく、「落つる滝かな」という視覚のみの描写の方が、この歌としては穏当であると言える。この件と関連して、蓬左文庫蔵堀田本の末句「落る玉かな」は、「打ちはへて」という字句には相応しない、誤謬という本文変化と見てよい。

問題の「み熊野の」の歌は、最初は、定家所伝本系統『金槐和歌集』において、題詠歌として、末句を「落つる滝かな」と語り手の詠嘆で結ぶ歌形に固定した。実朝がこう詠んだのか、定家の校訂の結果かような形になつたかは、判然としない。それが、柳営重槐本系統『金槐和歌集』に至り、末句は「落つる滝かな」と詠嘆で結ぶ歌形のまま、詞書で、非題詠歌、言わば実朝の実詠歌の扱いをする歌に変えられ、固定した。その歌が、『閑月和歌集』の羈旅巻の巻軸歌として取り入れられる際に、定家所伝本系統『金槐和歌集』のごとき題詠の扱いを承継しつつ、語り手が「落つる滝つ瀬」の様と音を見て聞いているという扱いに変えられた、こう辿り得る。

因みに、この歌を、『夫木和歌抄』は「那智の滝を」（校訂）の詞書で題詠歌と扱って「御集」から採録し、谷森本『後葉和歌集』は「神祇」という題詠の詞書に括って収めている。双方共、『金槐和歌集』同様の歌形、第五句を「落つる滝かな」とする本文である。『夫木和歌抄』は類題私撰集であり、谷森本『後葉和歌集』も類題私撰集の性格が強い集であるから当然のことではあるが、問題の歌を定家所伝本系統『金槐和歌集』と同一の題詠の扱いをしているのである。

『金槐和歌集』の現存本文は実朝自撰のおもかげをそのままとどめているのか他撰であるのか判然とせず、従って、問題の「み熊野の」の歌は、実朝自身はどのような詠み方をし、どのような歌形に固定させたか不明としか言いようがないが、最初に固定した定家手沢本『金槐和歌集』の設定と歌形から、一方では柳営重槐本系統『金槐和歌集』の設定と歌形へ変容し、そして、一方では『閑月和歌集』の設定と歌形に変容した。この「み熊野の」の一首の歌形と意味内容の継承と変容は、以上のように捉えてよいのである。

〔注〕

- 1 久保田淳氏編『閑月和歌集』（古典文庫、四一〇、昭和五五年一月）
- 2 『金槐和歌集』の伝本分類に関する私見は、『金槐和歌集』貞享本系統本文考―所載歌と歌順の吟味―（本誌、第五集・平成七年一月）、『金槐和歌集』定家本系統本文考―四系統分類と定家本系統の系列分類―（本誌、第六集・平成九年六月）及びそれらを増補・整理した口頭発表『金槐和歌集』の伝本分類（筑波大学日本文学会例会・平成一〇年一月七日・筑波大学）に於いて提示した。
- 3 『私歌集大成 中世Ⅰ』（昭和四九年七月）所収「実朝Ⅰ（定家所伝本複製）」に依る。
- 4 『私歌集大成 中世Ⅰ』（昭和四九年七月）所収「実朝Ⅱ（貞享四年版本）」に依る。
- 5 『新編国歌大観』第二巻（底本、静嘉堂文庫蔵本）所収に依る。
- 6 図書寮叢刊『後葉和歌集』（昭和五一年三月）所収に依る。
- 7 日本古典文学大系『山家集 金槐和歌集』（底本、貞享版行本。昭和三六年四月）
- 8 新潮日本古典集成『金槐和歌集』（底本、定家所伝本。昭和五六年六月）
- 9 新編日本古典文学全集『中世和歌集』所収『金槐和歌集 雑題』（底本、定家所伝本。平成一二年一月）
- 10 日本古典文学全書『金槐和歌集』（底本、定家所伝本。昭和二五年五月）など、斎藤氏の解釈書は多い。
- 11 『金槐和歌集全評釈』（底本、定家所伝本。昭和五八年一月）
- 12 『玉葉和歌集全注釈 別巻』（平成八年二月）
- 13 用例の調査は、『新編国歌大観』所収「歌集」に依る。

（いぬい よしひさ 筑波大学 文芸・言語学系 教授）